

# 建築物の敷地等における緑化を促進する制度

## ～緑化計画書届出の概要～

大阪府では、都市部における暑熱環境の改善や都市の魅力向上といった課題解決に向け、自然環境保全条例第33条及び34条に基づき、1,000㎡以上の敷地において建築物の新築・改築、又は増築を行う際に緑化を義務付けており、基準に沿った緑化計画書等の届出が必要です。

### ◆問合わせ先

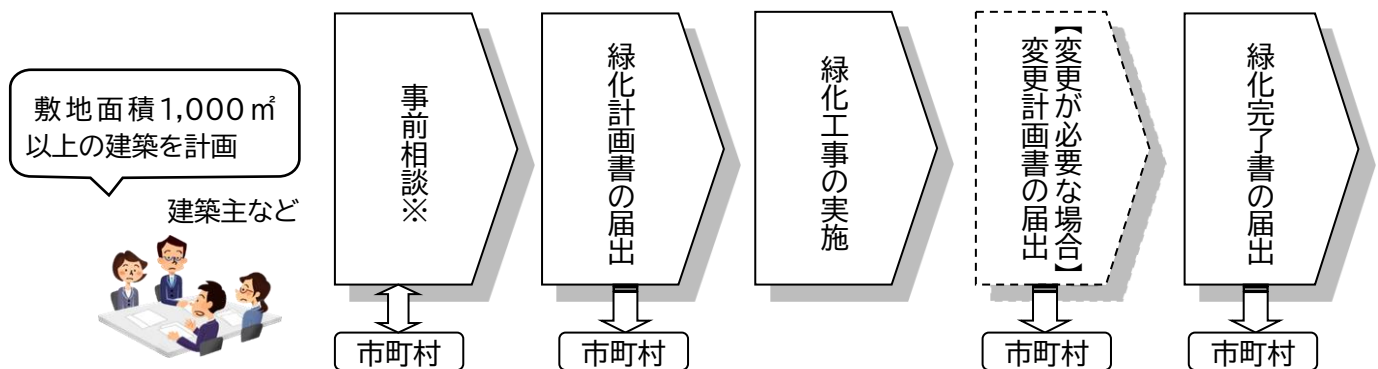
大阪府自然環境保全条例第34条に基づく、緑化計画書等の届出に関する事務は、事務移譲により府内各市町村が担当しています。府ホームページ及び4ページ目に市町村担当窓口一覧を掲載しています。**各市町村の建築物緑化担当窓口をご確認**ください。

大阪府 建築物緑化

検索



### 緑化計画・完了書の届出にかかる手続きフロー



※市町村によっては、府条例とは別に、開発指導要綱等による緑化の協議が必要な場合があります。

### 適用除外

府条例と同等以上の効果が得られる内容の条例を定めている次の市の区域においては、市の条例が適用され、府の条例は適用除外となります。市の条例に基づく緑化基準等の内容は当該市の担当窓口にお問い合わせください。

堺市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、箕面市、高石市

工場立地法に基づく緑化義務(敷地面積9,000㎡以上又は建築面積が3,000㎡以上)等他の法令により緑化基準が設けられているものなどは届出の対象外建築物となります。(詳細は条例の施行規則で定めます)

## 届出の対象

### 1,000㎡以上の敷地において行われる建築物の新築・改築又は増築

ただし、増築では、増築後の建築物の床面積が合計が増築前の1.2倍を超えないものは除きます。  
(上記の「増築前」とは、建築物の撤去が伴う場合は、撤去後の床面積の合計をいう)

## 必要書類一覧

建築物の敷地における植栽の内容や維持管理の方法などを記載した緑化計画書及び緑化完了書等の届出を行う必要があります。

| 届出種別       | 提出書類                                                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 緑化計画書      | ①緑化計画書 ②位置図 ③緑化計画平面図(地上部及び建築物上) ④緑化計画断面図(地上部及び建築物上) ⑤求積図 ⑥建築物立面図(建築物上に壁面緑化を実施する場合添付) ⑦樹木等一覧 ⑧委任状 |
| 緑化計画変更書(※) | ①緑化計画変更書 ②変更理由書 ③その他関係図表(変更内容に関するもの 変更後の内容を朱書記入)                                                 |
| 緑化完了書      | ①緑化完了書 ②緑化完了平面図 ③完了写真 ④樹木等一覧 ⑤その他関係図表(軽微な変更がある場合、変更内容に応じた図表 変更後の内容を朱書記入)                         |

## 緑化の基準

- ◆ 緑地は原則として地上部及び建築物上に確保するものとし、それぞれ下記の基準により算出します。
- ◆ ここでは基準の一部を紹介しています。詳しくは、「緑化計画の作成マニュアル」をご確認ください。

### 1 地上部の緑化

#### ① 新・改築の場合: 下記のAまたはBの面積のうち小さい方の面積以上の緑化面積

A 次のア、イによって算出される面積のうち小さい方の面積

ア 地上部の緑化面積 = (敷地面積 - 建築面積) × 25%

イ 地上部の緑化面積 = {敷地面積 - (敷地面積 × 建蔽率 × 0.8)} × 25%

B 建築物の床面積の合計

例) 敷地面積1,000㎡、建蔽率80%、建築面積600㎡、床面積の合計1,200㎡の場合

A-ア (1,000㎡ - 600㎡) × 25% = 100㎡

A-イ [1,000㎡ - (1,000㎡ × 80% × 0.8)] × 25% = 90㎡

B 1,200㎡

B > Aア > Aイ であることから、  
Aイ式で算出した90㎡を採用

※建蔽率: 法定建蔽率。角地緩和等の建蔽率緩和も含めることができます。

#### ② 増築の場合: ①の基準による面積または下記により算出される面積以上の緑化面積 (下記の式によって緑化面積を算出した場合、既存の緑化面積を含めることは不可)

地上部: [(増築面積 ÷ 建蔽率) - 増築面積] × 25%

※増築面積とは、既存部分を含まない増築部分の建築面積をいいます。

### 2 建築物上(建築物の屋上、壁面又はベランダ等)の緑化

下記によって算出される面積以上の緑化面積を確保してください。

建築物上の緑化面積 = 屋上面積 × 20% (増築の場合、増築に係る部分)

※1 屋上面積とは建築物の屋根部分で人の出入り及び利用が可能な部分のうち建築物の管理に必要な施設に係る部分を除いた面積をいいます。

※2 人の出入り及び利用可能な屋上部分とは、建築基準法施行令第126条第1項に定める手すり壁、さく又は金網があり、エレベーター、階段(ステップ型)や平面フロアにより、人が行き来できるものをいいます。ただし、梯子で昇り降りする屋上は対象外とします。

※3 建築物の管理に必要な施設とは空調機器、エレベーター、傾斜車路、広告塔や、ヘリポートなどの緊急離着陸場及び緊急救助用スペースなどを指します。

## 緑化の種類

緑化面積に算入する緑化の種類は次のとおりです。

|             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| 樹木          | 樹木面積は次項の算出方法を使用する               |
| 芝、地被類(コケなど) | 芝生駐車場のブロック等の芝生保護材も緑化面積に含む       |
| 花壇          | プランター、コンテナを利用する場合は100ℓ以上の容積のもの  |
| 水流、池など      | 樹木、植栽等と一体となって自然的な環境を形成しているものに限る |
| 園路、土留など     | 上記緑化面積の合計の1/4を算入の限度とする          |

## ⚠ 注意点

地上部の必要緑化面積の1/2以上は原則として樹木とする必要があります。

壁面緑化も可能ですが、補助資材や緑化基盤の使用有無により算出方法が異なります。

高木と低木あるいは地被植物などが重なっている部分は、重複して計上できません。

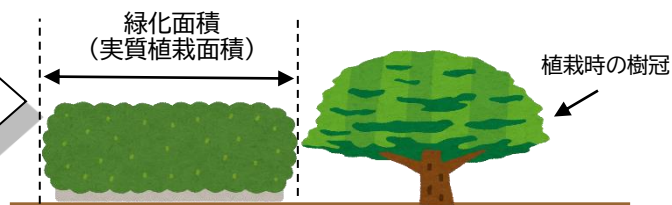
## 緑化面積の算出方法

緑化面積(樹木)の算出方法は次の3つの方法より選択できます。なお、区画ごとに異なる算定方法を選択するなど、同一敷地内で複数の算定方法を用いることができます。

ア

### 樹木ごとの樹冠の水平投影面積を用いる場合

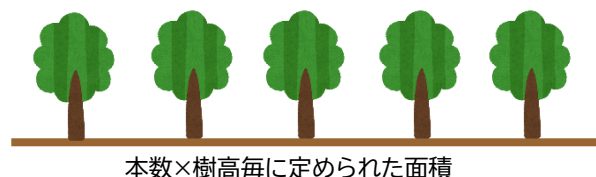
(植栽例)  
単木植栽、生垣、植樹帯など



イ

### 樹木の高さ毎に定めた水平投影面積を用いる場合

(植栽例)  
樹高1m以上の植栽の場合



| 植栽時の樹高      | 半径   | 面積    |
|-------------|------|-------|
| 1m以上 2.5m未満 | 1.1m | 3.8㎡  |
| 2.5m以上 4m未満 | 1.6m | 8.0㎡  |
| 4m以上        | 2.1m | 13.8㎡ |

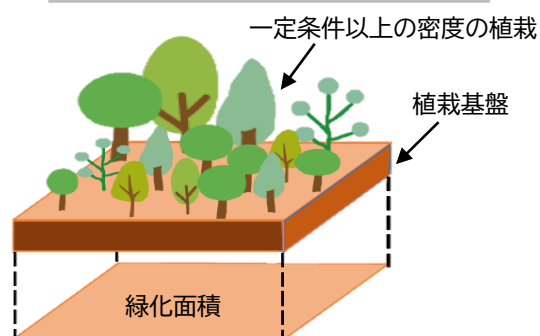
ウ

### 植栽基盤の水平投影面積を用いる場合

(植栽例)  
複数の樹木が適切な配置で植栽されている場合

樹木を適切に配置し、下記条件式を満たせば、左記の例示のとおり太枠で囲まれた区域全体の水平投影面積を樹木による緑化面積とすることができます。

なお、高さが1m未満の樹木のみ若しくはそれを主とした植栽を計画する場合は、緑化計画の作成マニュアルP63, 64をご覧ください、計画する面積が将来樹冠で覆われる様な植栽密度で植栽してください。



【条件式】  $A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$

A: 当該部分の水平投影面積(㎡)

$T_1$ : 高さが4m以上の樹木の本数

$T_2$ : 高さが2.5m以上4m未満の樹木の本数

$T_3$ : 高さが1m以上2.5m未満の樹木の本数

$T_4$ : 高さが1m未満の樹木の本数

## その他の事項

大阪府自然環境保全条例では、以下についても定められています。

- ・緑地の維持管理についての努力義務
- ・届出を行わずに建築行為に着手した場合などの勧告措置
- ・正当な理由がなく勧告に従わない場合などの公表措置
- ・緑化に関して特に優れた取り組みをした場合の顕彰制度 等

※制度の概要、緑化計画書の様式、緑化計画の作成マニュアル等については、  
大阪府ホームページをご覧ください。

大阪府 建築物緑化

検索



<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120030/midori/ryokkaseido/todokede.html>

## 市町村問合せ先一覧

### ■大阪府自然環境保全条例 適用市町村

| 市町村名  | 担当室課       | 電話番号            |
|-------|------------|-----------------|
| 能勢町   | みどり環境課     | 072-734-3976    |
| 豊能町   | 建設課        | 072-739-3425    |
| 摂津市   | 水みどり課      | 06-6383-1111(代) |
| 島本町   | 都市計画課      | 075-962-0360    |
| 大阪市   | 緑化課        | 06-6615-6891    |
| 枚方市   | 公園みどり課     | 072-841-1404    |
| 交野市   | 土木管理課      | 072-892-0121(代) |
| 四條畷市  | 建設管理課      | 072-877-2121(代) |
| 寝屋川市  | 都市四課(公園立地) | 072-825-2293(代) |
| 門真市   | 道路公園課      | 06-6902-6242    |
| 大東市   | みどり課       | 072-870-0481    |
| 東大阪市  | みどり景観課     | 06-4309-3227    |
| 柏原市   | みどり公園課     | 072-972-2401    |
| 松原市   | みち・みどり整備課  | 072-334-1550(代) |
| 藤井寺市  | まちとみどり保全課  | 072-939-1228    |
| 羽曳野市  | 農とみどり推進課   | 072-958-1111(代) |
| 富田林市  | 道路公園課      | 0721-25-1000(代) |
| 大阪狭山市 | 都市政策グループ   | 072-366-0011(代) |
| 河内長野市 | 公園河川課      | 0721-53-1111(代) |
| 太子町   | 環境農林課      | 0721-98-5522    |
| 河南町   | 農林商工観光課    | 0721-93-2500(代) |
| 千早赤阪村 | 農林環境課      | 0721-26-7128    |

※令和7年4月時点

※各市町村の所属名は変更になる場合があります。

### ■府担当事務所

|                                                      |                                                               |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 能勢町・豊能町・茨木市・摂津市・島本町                                  | 大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり環境課<br>(三島府民センタービル内) 電話:(072)627-1121(代)   |
| 大阪市・枚方市・寝屋川市・大東市・柏原市・<br>門真市・東大阪市・四條畷市・交野市           | 大阪府 中部農と緑の総合事務所 みどり環境課<br>(中河内府民センタービル内) 電話:(072)994-1515(代)  |
| 富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・<br>藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・<br>千早赤阪村 | 大阪府 南河内農と緑の総合事務所 みどり環境課<br>(南河内府民センタービル内) 電話:(0721)25-1131(代) |
| 岸和田市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・泉南市・<br>泉大津市・阪南市・熊取町・忠岡町・田尻町・岬町    | 大阪府 泉州農と緑の総合事務所 みどり環境課<br>(泉南府民センタービル内) 電話:(072)439-3601(代)   |

| 市町村名 | 担当室課     | 電話番号            |
|------|----------|-----------------|
| 泉大津市 | 都市づくり政策課 | 0725-33-1131(代) |
| 忠岡町  | 産業建築課    | 0725-22-1122(代) |
| 和泉市  | 都市整備室    | 0725-99-8139    |
| 岸和田市 | 公園緑地課    | 072-423-9579    |
| 貝塚市  | 公園緑地課    | 072-433-7048    |
| 熊取町  | 道路公園課    | 072-452-6404(代) |
| 泉佐野市 | 道路公園課    | 072-463-1212(代) |
| 田尻町  | 都市みどり課   | 072-466-5006    |
| 泉南市  | 住宅公園課    | 072-483-9972    |
| 阪南市  | 都市整備課    | 072-489-4535    |
| 岬町   | 産業観光促進課  | 072-492-2749    |

### ■大阪府自然環境保全条例 適用除外市

| 市町村名 | 担当室課      | 電話番号            |
|------|-----------|-----------------|
| 箕面市  | 公園緑地室     | 072-724-6749    |
| 池田市  | みどり農政課    | 072-754-6686    |
| 豊中市  | 環境指導課     | 06-6858-2105    |
|      | 公園みどり推進課  | 06-6843-4141    |
| 吹田市  | 公園みどり室    | 06-6834-5364    |
| 高槻市  | 農林緑政課     | 072-674-7402    |
| 守口市  | 道路公園課     | 06-6992-1702    |
| 茨木市  | 公園緑地課     | 072-620-1654    |
| 八尾市  | 農とみどりの振興課 | 072-924-3869    |
| 堺市   | 公園緑地整備課   | 072-228-7424    |
| 高石市  | 環境政策課     | 072-265-1001(代) |